

株 主 各 位

東京都中央区日本橋二丁目16番11号
JALCOホールディングス株式会社
代表取締役社長 田 辺 順 一

第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第9回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止対策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主様におかれましては、外出自粛が要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月26日（金曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月27日（土曜日）午前10時00分
2. 場 所 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー4階
ベルサール東京日本橋 Room G
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第9期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第9期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 定款の一部変更の件
 - 第2号議案 取締役3名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.jalco-hd.com/>）に掲載させていただきます。

【株主様へのお願い】

- ・株主様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大状況にご留意いただき、健康状態にかかわらず株主総会へのご来場を見合わせていただくことを含めて、ご検討くださいますようお願い申し上げます。
- ・ご高齢の方や持病をお持ちの方、妊娠されている方、体調のすぐれない方は、株主総会へのご来場について、慎重なご判断をお願いいたします。
- ・議決権行使は、書面にても可能ですので、積極的なご利用をお願いいたします。

【来場される株主様へのお願い】

- ・総会開催日時点での流行状況やご自身の体調を確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願いいたします。
- ・発熱、咳等の症状のある方、その他「新型コロナウイルス」等の感染症が疑われる方は、来場をお控えください。感染防止のため、スタッフがお声掛けして入場をお控えいただくことがございます。
- ・株主様のお座席は間隔を空けて配置させていただきます。
- ・株主総会の議事は、円滑かつ効率的に執り行うことで、例年より時間を短縮して行う予定です。
（株主様からのご質問は一人様1問とさせていただきます。）
- ・株主様へのお土産はとりやめとさせていただいております。

【当社の対応】

- ・受付にアルコール消毒液を設置いたします。
- ・当社スタッフは、検温や体調を確認の上、マスク着用で対応させていただきます。
- ・状況により当日の運営に変更が生じる場合は、当社ホームページ（アドレス <http://www.jalco-hd.com/>）に掲載いたしますので、ご確認くださいませようお願いいたします。

(提供書面)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度における当社グループの業績は、前連結会計年度の3月に取得した3物件及び当連結会計年度に取得した収益不動産、並びに新規営業貸付金が寄与し、売上高17億24百万円（前年同期比48.9%増）、営業利益10億69百万円（前年同期比66.3%増）、経常利益6億13百万円（前年同期比41.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益5億65百万円（前年同期比38.2%増）となり、いずれも前年同期比を上回る結果となりました。

貸金事業におきましては、前連結会計年度の3月に貸付先における事業譲渡の成約に伴い営業貸付金24億87百万円の返済により、前連結会計年度末の残高が15億41百万円に減少しましたが、期中を通して順調に残高が増加し、当連結会計年度末の営業貸付金残高は30億5百万円（前期末比95.0%増）となりました。

不動産賃貸事業におきましては、当連結会計年度において新たに賃貸用不動産を6物件取得いたしました。その結果、当連結会計年度末の主な賃貸用不動産の保有残高は、222億14百万円（前期末比34.0%増）となりました。

なお、新規取得した6物件のうち、北海道の三菱ふそうトラック・バス株式会社空知支店向けの賃貸用不動産は売却をしております。

当連結会計年度の売上高については、上記の営業貸付金の残高、賃貸用不動産の保有残高の増加に伴い、貸出金利息等の売上高が3億65百万円（前年同期比3.8%増）、不動産賃貸収入による売上高が13億58百万円（前年同期比83.1%増）とそれぞれ増加したことなどにより、売上高は17億24百万円（前年同期比48.9%増）となりました。

賃貸用不動産の増加に伴い、建物等による減価償却費が増加したことなどにより売上原価は3億5百万円（前年同期比67.1%増）となりました。その結果、当連結会計年度の営業利益は10億69百万円（前年同期比66.3%増）となりました。

当連結会計年度の経常損益については、営業貸付金及び新規不動産取得のために金融機関等からの資金調達の際に発生する借入手数料並びに支払利息が増加しましたが、経常利益は6億13百万円（前年同期比41.6%増）となりました。

当連結会計年度の特別損益については、前述の三菱ふそうトラック・バス株式会社空知支店向けの賃貸用不動産を売却したことにより、固定資産売却益40百万円を計上いたしました。

加えて、法人税、住民税及び事業税1億16百万円、法人税等調整額△32百万円等を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は5億65百万円（前年同期比38.2%増）となりました。

新型コロナウイルス感染症の拡大による世界中の生産活動の低迷など先行きは不透明な状況ではありますが、当社事業に対する影響は今のところないと考えております。

当連結会計年度のセグメント別の業績は、以下の通りであります。

・貸金事業

当事業部門におきましては、収益性及び担保価値等を十分に吟味し、回収可能性等を慎重に検討した上で取り組んでおります。貸付期間については、1年以内の短期の貸付を中心に行っているため、期中における営業貸付金残高は増減致します。

当連結会計年度において営業貸付金は、新規貸付53億1百万円、回収38億37百万円、純増14億64百万円により30億5百万円（前期末比95.0%増）まで増加しました。その結果、当事業部門における売上高は、3億65百万円（前年同期比3.8%増）、セグメント利益は2億53百万円（前年同期比0.1%減）と前連結会計年度とほぼ同等の結果となりました。

・不動産賃貸事業

当事業部門におきましては、前連結会計年度の3月に取得した3物件並びに当連結会計年度において新規取得した6物件が寄与し、当セグメントにおける売上高は13億58百万円（前年同期比83.1%増）、セグメント利益は4億28百万円（前年同期比66.6%増）となりました。

当社としては引き続き、長期・安定的な収益貢献が見込める案件については積極的に購入してまいります。

当社の収益不動産については、収益性の観点から購入依頼のご要望も多いことから、収益不動産の売却等も考慮し、収益不動産の入れ替えを図りながら、収益及び利益の増加に努めてまいります。

また、現在、売上高及び利益の増加に繋がる物流施設用不動産等の開発案件も手掛けており、来期以降の収益の増加に繋がる営業活動も行っております。

②設備投資の状況

設備投資については、運用資産の充実などを目的とした設備投資を行っております。なお、有形固定資産のほか、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

設備投資の総額は6,009百万円であり、主な設備投資について示すと、次のとおりであります。

・貸金事業

主な設備投資は、ソーシャルレンディング用ソフトウェアの改築5百万円であります。

・不動産賃貸事業

主な設備投資は、山口県、岡山県岡山市、北海道登別市及び砂川市、大阪府堺市及び千葉県松戸市の賃貸用不動産取得並びに山口県及び宮城県大崎市の新規購入のための手付金を合わせて6,001百万円であります。

・その他

主な設備投資は、本社におけるサーバー等の購入1百万円であります。

③資金調達の状況

第3回新株予約権の行使により合計1億71百万円の資金調達を行いました。

また、賃貸用不動産購入資金等として、金融機関等から合計72億円の資金調達を行いました。

④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲り受けの状況

該当事項はありません。

⑥吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式・持分・新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 6 期 (2017年) (3 月期)	第 7 期 (2018年) (3 月期)	第 8 期 (2019年) (3 月期)	第 9 期 (2020年) (3 月期)
売 上 高 (千円)	418, 127	552, 844	1, 158, 375	1, 724, 620
経 常 利 益 (千円)	85, 473	35, 912	433, 656	613, 927
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	154, 687	409, 900	408, 980	565, 228
1 株当たり当期純利益金額 (円)	3. 20	8. 09	6. 55	6. 61
総 資 産 (千円)	6, 753, 199	14, 280, 690	19, 496, 442	27, 684, 197
純 資 産 (千円)	3, 106, 109	3, 894, 040	8, 726, 572	9, 211, 303

(注) 1. 単位千円表示のものは、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1 株当たり当期純利益金額は期中平均発行済株式数に基づいて算出しており、小数点第 3 位を四捨五入して表示しております。

なお、期中平均発行済株式数から自己株式を控除しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ジャルコ	350, 000千円	100%	不動産の賃貸及び管理 貸金業
株式会社ジャルコアミューズ メントサービス	348, 775千円	100%	M&A及びコンサルティング パチンコ・パチスロ機等のレ ンタル 中古遊技機取引サイト

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 会社の対処すべき課題

①中期経営計画との差異について

当連結会計年度において、パチンコホール企業及びそれ以外の優良事業会社を賃借人とする長期保有資産の取得を進めた結果、長期安定的な黒字計上が見込める収益体質を確立しましたが、2017年5月19日に発表した業績目標と当連結会計年度の実績については、以下の通り当初計画を下回った数値となりました。

(単位：百万円)

	2019年3月期 (計画)	2019年3月期 (実績)	2020年3月期 (計画)	2020年3月期 (実績)
売上高	1,050	1,158	1,750	1,724
営業利益	610	643	1,250	1,069
経常利益	420	433	1,000	613
当期純利益	340	408	800	565

当社グループは、当連結会計年度におきましても、不動産事業及び貸金事業を中心に事業基盤を拡大してまいりました。

不動産事業におきましては、パチンコホール企業及びそれ以外の優良事業会社を賃借人とする長期保有資産の取得を進め、山口県、岡山県、北海道、大阪府及び千葉県に収益不動産を取得しました。

しかしながら、当初に予定した額までの収益不動産が取得出来なかったことに加えて当初取得予定の時期からずれたことにより利益を逸失したこと、自己資本にて当初想定していた調達を他人資本にて代用したことにより金利差額分だけ営業外費用が増加したことなどにより経常利益以下が計画より下回りました。

資産の取得におきましては、「売り物」を常時複数（実際の買い物件の10倍程度）検討しており、中には取得想定価額が当社の合格水準に達していたとしても、さらに安く購入できる可能性のある限り（他社のBIDが入る、またはウリ案件でなくなってしまう）、限界まで交渉することで極限まで株主の利益を追求しております。

従って、仮に取得時期が想定よりも大幅に遅れ、かつ一時的な金融コストがかかっても値下がり幅がそれらの負をはるかに上回る経済合理性があれば、今期のように取得時期の遅れによって逸失利益が発生することもあります。

今後におきましては、4月期首の資産を基準にして、それを一年間運用する前提で業績予想を作成することにより、大幅な乖離がおきないように対処いたします。

貸金事業におきましては、パチンコホール企業及びそれ以外の優良事業会社への短期貸付を基本とし、不動産だけでなく企業価値を見据えた評価を行い、適切な保全を図り、これまで同様に細心の注意を払って貸付を行ってまいります。また、貸付事業で培った経験を活かし、ソーシャルレンディング事業への展開を図り、投資家の皆様に喜ばれる案件を増やし、事業の拡大化を図ってまいります。

M&A・コンサルティング事業におきましては、貸金事業から派生するM&A・コンサルティング事業を積極的に行ってまいります。

②コーポレート・ガバナンスの充実

当社は、企業価値を向上させ、株主利益を最大化するとともに、ステークホルダーと良好な関係を築いていくためには、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠であると認識しております。当社では、当社グループのコーポレート・ガバナンスのあり方について、独立役員2名を選任して客観的かつ中立的な視点から経営監視をお願いすることなどにより、コーポレート・ガバナンスの充実を図っておりますが、社外取締役・社外監査役への情報提供のより一層の充実を図るなど、今後も持株会社としてグループ各社のコーポレート・ガバナンスを徹底することで、連結経営の基盤強化、企業体質の健全性を高めてまいります。

③資金調達力の強化

当社グループが収益力を強化し、強固な経営基盤を形成するためには、安定的な事業資金の調達が必須であります。

当社は、2019年1月に発行した第3回新株予約権の行使による資金調達、金融機関及び投資家による資金調達を行ってまいりましたが、引き続き、事業の拡大を進めていくために、金融機関及び投資家からの借入、あるいはエクイティファイナンスなどによる調達手段の多様化を図ってまいります。その一環として、「第1号議案 定款の一部変更の件」で、授權枠の拡大の議案を上程させて頂いております。

④低コスト体制の徹底

企業間競争が進む中で、低コスト体制の徹底は極めて重要な課題と認識しております。当社グループでは引き続きコスト管理に注力を続け、低コスト体制の強化に取り組んでまいります。

⑤人材の確保・育成

業績の回復、業容の拡大及び経営体質の強化を図っていく上で、優秀な人材の確保・育成は極めて重要なものと認識しております。そこで、当社グループは、社員のスキル育成のための効果的な仕組みを構築するとともに、将来コアとなる優秀な人材については積極的に確保を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

①不動産の賃貸及び管理

②貸金業

(6) 主要な営業所（2020年3月31日現在）

当社	東京都中央区
株式会社ジャルコ	東京都中央区
株式会社ジャルコアミュージメントサービス	東京都中央区

(7) 使用人の状況（2020年3月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
6名	一名

（注）使用人数は就業人員であります。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
6名	一名	49.8歳	8年

（注）1．使用人数は就業人員であります。

2．平均勤続年数の算出にあたっては、株式会社ジャルコにおける勤続年数を通算しております。

(8) 主要な借入先の状況（2020年3月31日現在）

借入先	借入金残高
近畿産業信用組合	4,330,000千円
株式会社横浜銀行	2,349,104千円
横浜幸銀信用組合	1,672,283千円
ウリ信用組合	1,465,106千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2020年3月31日現在）

- ①発行可能株式総数 192,000,000株
- ②発行済株式の総数 86,598,018株
- ③株主数 3,618名
- ④大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
カタリスト株式会社	32,394千株	37.82%
須田 忠雄	8,125千株	9.48%
田辺 順一	5,863千株	6.84%
株式会社スプラウト	5,116千株	5.97%
株式会社悠晴	5,000千株	5.83%
杉山 昌子	3,700千株	4.31%
幅田 昌伸	3,307千株	3.86%
株式会社ウォーターフィールド	2,951千株	3.44%
ゴールドマンサックスインターナショナル	2,466千株	2.87%
株式会社やすらぎ	1,174千株	1.37%

（注）持株比率は自己株式（944,748株）を控除して計算しております。

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

①当事業年度末日において当社の役員が保有する新株予約権（職務執行の対価として交付されたものに限る。）の状況

該当事項はありません。

②当事業年度中に当社の従業員、子会社役員及びその従業員に対して交付した新株予約権（職務執行の対価として交付されたものに限る。）の状況

該当事項はありません。

③その他新株予約権に関する重要な事項

2018年11月16日開催の臨時取締役会決議に基づき発行した新株予約権

	第3回新株予約権
取締役会決議日	2018年11月16日
新株予約権の総数	585,525個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式58,552,500株（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり161円
新株予約権の払込期日	2019年1月8日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき159円
新株予約権の行使期間	2019年1月8日から2022年1月7日 （但し、当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。）
新株予約権の行使の条件	1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 2. 各本新株予約権の一部行使はできない。
割当先	田辺順一、須田忠雄、株式会社悠晴、幅田昌伸、瀧澤泰三、Brillance Hedge Fund Limited、金恵、Brillance Target Fund Limited、株式会社AK Capital、栗原寿生、松島正道、岩見哲也、吉岡勉、露木琢磨、小島一郎、山岸和仁、石黒雅芳に対する第三者割当方式

3. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	田辺 順一	株式会社ジャルコ 代表取締役社長 株式会社ジャルコアミュージメントサービス 代表取締役社長 カタリスト株式会社 代表取締役 イオナアセット株式会社 代表取締役
取締役	山岸 和仁	株式会社ジャルコ 取締役 株式会社ジャルコアミュージメントサービス 取締役 山岸和仁税理士事務所 代表
取締役	吉岡 勉	株式会社ジャルコ 取締役 株式会社ジャルコアミュージメントサービス 取締役 東北タツミ株式会社 代表取締役 JALCO ELECTRONICS HONG KONG LTD. President Director HANGZHOU JALCO ELECTRONICS CO.,LTD. President Director 株式会社スプラウト 代表取締役
常勤監査役	鈴木 英一	株式会社ジャルコ 常勤監査役 株式会社ジャルコアミュージメントサービス 常勤監査役
監査役	露木 琢磨	株式会社ジャルコ 監査役 株式会社ジャルコアミュージメントサービス 監査役 露木・赤澤法律事務所 代表
監査役	天野 修	株式会社ジャルコ 監査役 株式会社ジャルコアミュージメントサービス 監査役 天野公認会計士事務所 代表 リオナス株式会社取締役兼コンプライアンスオフィサー

- (注) 1. 取締役山岸和仁氏は、社外取締役であります。
2. 監査役鈴木英一氏、露木琢磨氏、天野修氏は、社外監査役であります。
なお、当社は、露木琢磨氏及び天野修氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役山岸和仁氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役露木琢磨氏は弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役天野修氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 当該事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	3名 (1名)	48,000千円 (3,000千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	8,880千円 (8,880千円)
合計	6名	56,880千円

(注) 株主総会決議に基づく報酬の限度額は、取締役200,000千円(2012年6月28日株主総会決議)、監査役20,000千円(2012年6月28日株主総会決議)であります。

(4) 社外役員に関する事項

- ①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係
- ・取締役山岸和仁氏が兼職している山岸和仁税理士事務所と当社グループの間には、重要な関係はありません。
株式会社ジャルコは、当社の連結子会社であり、経営指導及び資金の貸付を行っております。
 - ・監査役露木琢磨が兼職している露木・赤澤法律事務所と当社グループの間には、重要な関係はありません。
株式会社ジャルコは、当社の連結子会社であり、経営指導及び資金の貸付を行っております。
 - ・監査役天野修が兼職している天野公認会計士事務所及びリオナス株式会社と当社グループの間には、重要な関係はありません。
株式会社ジャルコは、当社の連結子会社であり、経営指導及び資金の貸付を行っております。

②当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 山岸 和仁	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回出席いたしました。意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役 鈴木 英一	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回出席し、監査役会14回のうち14回出席いたしました。取締役会においては、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査役会においても適宜、必要な発言を行っております。
監査役 露木 琢磨	当事業年度に開催された取締役会19回のうち16回出席し、監査役会14回のうち13回出席いたしました。取締役会においては、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査役会においても適宜、必要な発言を行っております。
監査役 天野 修	当事業年度に開催された取締役会19回のうち17回出席し、監査役会14回のうち14回出席いたしました。取締役会においては、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査役会においても適宜、必要な発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

みかさ監査法人

(2) 報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 16,250千円

②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 16,250千円

(注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規則に則り、「会計監査人の解任または不再任」を株主総会の付議事項とすることを取締役会へ請求いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会で決議いたしました「内部統制基本方針」に基づき、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、法令等の遵守及び資産の保全等の内部統制の目的を達成するため、効果的な内部統制システムを構築し継続的な運用及び改善を進めております。（最終改定 2015年4月30日）

I. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

1. 業務の適正化と経営の透明性等を確保するため、株主や顧客を代表する社外取締役を選任し取締役会において重要事項を審議決定する。
2. 取締役とは独立した監査役を選任すると共に、その内一名が常勤監査可能な体制を整備する。監査役は、当社グループの法令遵守体制及び内部通報制度の運用に問題があると認める時は、意見を述べると共に、改善策の策定を求める事とする。
3. 代表取締役社長は、当社グループ全ての役職員が法令及び定款を遵守し、高い倫理観を持って職務執行するための「行動規範」を制定し、周知する。
4. 業務執行部門から独立した取締役会直轄の「内部監査室」を設置すると共に、内部監査に関する規程を制定し、当社グループにおける業務執行の適切性や遵法性、コンプライアンスの遵守状況などについて監査を実施し、内部監査室長は、それら監査の結果を取締役会へ報告する。
5. 当社グループ内における不正・不審行為の早期発見と不祥事等の未然防止を図る事を目的に、「内部通報制度」を設け、外部弁護士に報告を行う等の適切な運用を図る。

II. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

1. 文書及び記録等の管理に関する規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を、文書又は電磁的媒体（以下「文書等」と言う。）に記録し、保存及び管理する。
2. 取締役及び監査役が、常時これらの文書を閲覧可能な状態を維持する。

III. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 当社グループにおけるリスクの管理・運営態勢を確保するため、情報システム責任者及び情報システム管理担当者を設置する。
2. 顧客情報を始めとする当社の情報資産を安定的かつ安全に運営するために、情報システム及び情報セキュリティ等に関連する規程等を整備する。
3. 基幹情報システムについては、可用性を確保すると共に、大規模な災害やシステム障害等の危機発生に対応し、事業の継続性を確保するため、適切な範囲と頻度でバックアップを行う。

IV. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役の職務執行が効率的に行われる事を確保するために、取締役会を原則として月一回定期的で開催するほか、必要に応じて、臨時に開催するものとする。当社グループの経営に関わる重要事項等については、(当社の内部管理体制強化委員会において) リスク評価を行い、その検証を経て、取締役会にて執行の決定を行う事とする。又、単年度事業計画・予算等を決定し、四半期ごとに業績・進捗状況のレビューを行う。
2. 取締役会の決定に基づく業務執行においては、取締役及び従業員の役割分担、組織単位ごとの業務分掌、職務権限において、責任者及び執行手続きのルールを明確に定める。

V. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 当社グループは、当該基本方針に従い、遵法意識の向上及び業務の適正性を確保する事に努める事とする。
2. 当社グループの取締役は、業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限及び責任を有している。
3. 当社の取締役は、当社子会社を当社の一部門と位置づけ、子会社内の各組織を含めた指揮命令系統及び権限並びに報告義務を設定し、当社グループ全体を網羅的・統括的に管理する。
4. 当社の内部監査室が、定期的又は不定期に当社グループの内部監査を実施し、監査結果を取締役会へ報告を行うと共に、必要に応じて、被監査部門に対して内部統制の改善の指導や実施の助言等を行う。

VI. 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

1. 監査役より、その職務を補助すべき使用人の配置の求めがあった場合には、監査役と協議の上、人選を行う。
2. 当該使用人の人事については、常勤監査役と事前に協議を行い、同意を得た上で決定する。

VII. 取締役及び使用人が監査役へ報告するための体制、並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として、不利な取り扱いを受けない事を確保するための体制

1. 当社グループの役職員は、法令違反行為、業務上の事故、その他業務運営に著しく影響を及ぼすと認められる事実その他事業運営上の重要事項を適時、適切な方法により、監査役へ報告する。
2. 内部監査室は、監査の結果を適時・適切な方法により、監査役に報告する。

3. 通報者に不利益が及ばない内部通報窓口への通報状況とその処理の状況を、定期的に監査役に報告する。
4. 内部通報窓口への通報内容が監査役の職務の執行に必要な範囲に係る場合、及び通報者が監査役への通報を希望する場合は、速やかに監査役に通知する。

VIII. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査役は、取締役会に出席すると共に、常勤監査役は社内の重要な会議に出席し、意見を述べる事とする。また、取締役会やその他重要な会議の議事録については、いつでも閲覧する事ができるものとする。
2. 監査役は、全ての稟議案件について、社内承認後に回付を受ける。
3. 内部監査室は、監査に協力する事などにより、監査役との連携を図り、また、定期的な会議を設ける。
4. 監査役は、会計監査人と緊密な連携を保ち、総合的に積極的な情報交換を行うと共に、会計監査人から監査計画、体制、方針、結果などについて説明又は報告を求める事ができるものとする。

IX. 財務報告の信頼性を確保するための体制

1. 財務報告に係る内部統制の充実をはかるため、社内規程等を策定すると共に、法令及び会計基準に従って、適正な会計処理を行う。
2. 法令及び証券取引所の規則を遵守し、適正かつ適時に財務報告を行う。
3. 内部監査室は、全社的な内部統制の状況や業務プロセス等の把握・記録を通じて評価及び改善結果の報告を行う。
4. 財務報告に係る内部統制が適正に機能する事を継続的に評価し、適宜改善を行う。

X. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制

1. 当社グループは、反社会的勢力との関係を遮断するための態勢整備を行い、反社会的勢力からの不当要求等へは、組織として毅然と対応する。
万が一、反社会的勢力から接触があった場合は、管理部門を対応部門とし、必要に応じて顧問弁護士や警察等の専門家に早期に相談し、適切な処置を取る事とする。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、業務の適正を確保するための体制として取締役会、監査役会、内部監査室及び内部管理体制強化委員会を設置しており、当事業年度における運用状況は次のとおりであります。

- ・取締役会を19回開催し、経営に関する重要事項を決定し、月次経営成績の分析、評価及び対策を検討するとともに業務の適正性の観点から審議を行っております。
- ・監査役会を14回開催し、監査方針、監査計画を協議のうえ決定し、重要な社内会議への出席、重要な業務の監査、取締役の業務執行の監査及び法令等への遵守についての監査をするとともに内部監査室、会計監査人との意見交換を行っております。
- ・内部監査室は、当社及び子会社の業務の監査、内部統制監査を行っております。
- ・内部管理体制強化委員会を12回開催し、新規案件他審議が必要とされる事項について、外部委員である弁護士、公認会計士から意見を伺い、問題のないことを確認してから取り組むことを行っております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主の皆様への利益還元を重要施策の一つとして認識しており、継続的かつ安定的に配当を行うことを基本とした上で、当社グループ事業の継続的な成長のために、配当性向と企業体質の強化及び内部留保の充実のバランスを勘案して決定することを基本方針としております。

自己株式の取得については、資本効率の向上および経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の実施ならびに株主各位への一層の利益還元を行うことを基本とし、成長への投資や財務体質を勘案しつつ、1株当たりの株主価値とROEの向上を目的として機動的に実施することとしております。

当期においては、今後の事業の状況と株価等の環境を十分に考慮した結果、944,300株の自己株式の取得を致しました。

配当については、誠に遺憾ながら無配とさせて頂き、早期の実現に尽力してまいります。

8. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	4,768,330	流 動 負 債	3,201,082
現 金 及 び 預 金	359,024	短 期 借 入 金	1,750,000
信 託 預 金	150,199	1年内返済予定の長期借入金	912,621
営 業 貸 付 金	3,005,000	未 払 金	26,826
仕掛販売用不動産	864,389	未 払 法 人 税 等	95,094
未 収 入 金	1,826	前 受 金	112,016
未 収 収 益	3,458	信 託 前 受 金	18,921
未 収 消 費 税 等	131,104	預 り 金	3,043
未 収 還 付 法 人 税 等	178,384	匿 名 組 合 預 り 金	282,559
そ の 他	74,943	固 定 負 債	15,271,811
固 定 資 産	22,908,873	長 期 借 入 金	14,352,912
有 形 固 定 資 産	22,320,621	長 期 預 り 保 証 金	812,042
建 物 及 び 構 築 物	2,148,965	信 託 預 り 保 証 金	106,592
信 託 建 物	2,839,025	そ の 他	263
工具、器具及び備品	2,565	負 債 合 計	18,472,894
土 地	11,909,880	純 資 産 の 部	
信 託 土 地	5,363,184	株 主 資 本	9,188,019
建 設 仮 勘 定	57,000	資 本 金	4,361,261
無 形 固 定 資 産	22,369	資 本 剰 余 金	5,525,496
ソ フ ト ウ ェ ア	22,085	利 益 剰 余 金	△499,733
電 話 加 入 権	284	自 己 株 式	△199,004
投資その他の資産	565,883	その他の包括利益累計額	△69,254
投 資 有 価 証 券	137,247	その他有価証券評価差額金	△69,254
破 産 更 生 債 権 等	171,730	新 株 予 約 権	92,537
長 期 未 収 入 金	86,059		
差 入 保 証 金	24,266		
長 期 前 払 費 用	201,827		
繰 延 税 金 資 産	129,206		
そ の 他	73,335		
貸 倒 引 当 金	△257,790		
繰 延 資 産	6,994		
株 式 交 付 費	6,994	純 資 産 合 計	9,211,303
資 産 合 計	27,684,197	負 債 純 資 産 合 計	27,684,197

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		1,724,620
売上原価		305,850
売上総利益		1,418,770
販売費及び一般管理費		349,031
営業利益		1,069,738
営業外収益		
受取利息	83	
受取配当金	15,621	
受取貸料	6,416	
貸倒引当金戻入額	1,708	
その他	1,080	24,909
営業外費用		
支払利息	372,739	
貸不動産経費	1,490	
為替差損	1,704	
株式交付償却	3,996	
借入手数料	96,158	
その他	4,631	480,721
経常利益		613,927
特別利益		
固定資産売却益	40,858	40,858
匿名組合損益分配前税金等調整前当期純利益		654,786
匿名組合損益分配額		5,618
税金等調整前当期純利益		649,168
法人税、住民税及び事業税		116,355
法人税等調整額		△32,415
当期純利益		565,228
親会社株主に帰属する当期純利益		565,228

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2019年4月1日から
2020年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2019年4月1日 残高	4,274,877	5,439,112	△1,064,962	△50	8,648,976
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行	86,384	86,384			172,768
親会社株主に帰属する当期純利益			565,228		565,228
自 己 株 式 の 取 得				△198,954	△198,954
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	86,384	86,384	565,228	△198,954	539,042
2020年3月31日 残高	4,361,261	5,525,496	△499,733	△199,004	9,188,019

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額合計		
2019年4月1日 残高	△16,673	△16,673	94,269	8,726,572
連結会計年度中の変動額				
新 株 の 発 行				172,768
親会社株主に帰属する当期純利益				565,228
自 己 株 式 の 取 得				△198,954
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	△52,580	△52,580	△1,731	△54,312
連結会計年度中の変動額合計	△52,580	△52,580	△1,731	484,730
2020年3月31日 残高	△69,254	△69,254	92,537	9,211,303

（注）千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結の範囲に含めております。

・連結子会社の数 2社

・連結子会社の名称 株式会社ジャルコ
株式会社ジャルコアミュージックメントサービス

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社はありません。

(3) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

たな卸資産

仕掛販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 5～41年

信託建物 7～34年

工具、器具及び備品 3～8年

無形固定資産

（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

繰延資産の処理方法

株式交付費

3年間で定額法により償却しております。

③重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

④重要なヘッジ会計の方法

1. ヘッジ会計の方法

金利スワップについては特例処理の要件を満たしており、特例処理を採用しております。

2. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金

3. ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

4. ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしておりますので、有効性の評価を省略しております。

⑤重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑥その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理方法は、税抜方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等は、投資その他の資産の「長期前払費用」に計上し、法人税法の規定により5年間で均等償却しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) ①担保に供している資産

定期預金	142,871千円
建物及び構築物	2,142,119千円
信託建物	2,839,025千円
土地	11,870,532千円
信託土地	5,363,184千円
計	22,357,733千円

②担保に係る債務

短期借入金	1,150,000千円
1年内返済予定の長期借入金	902,613千円
長期借入金	14,337,090千円
計	16,389,703千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

335,269千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	85,522千株	1,075千株	一千株	86,598千株

(注) 第3回新株予約権の権利行使による増加 1,075千株

(2) 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	目的となる株式の種類	目的となる新株予約権の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第3回新株予約権	普通株式	58,552,500	—	1,075,700	57,476,800	92,537
合計			58,552,500	—	1,075,700	57,476,800	92,537

(注) 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当連結グループは、資金運用については主に短期的な預金及び有価証券に限定し、資金調達については主に金融機関からの借入による方針であります。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権及びその他の債権は、顧客の信用リスクに晒されています。顧客の信用リスクに関しては、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況をモニタリングし、常に把握する体制としております。

投資有価証券は海外株式市場への純投資であり、市場価格及び為替の変動リスクに晒されています。変動リスクに関しては定期的に時価を確認し、取得価額との差額を把握しております。

借入金は、主に運転資金及び賃貸用不動産の購入に必要な資金の調達を目的としたものであり、期日は決算日後最長で24年11ヶ月後であります。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、一部についてはデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計方針に関する事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

④ 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち、82.5%が特定の大口顧客グループに対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日（当連結会計年度の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	359,024	359,024	—
(2) 信託預金	150,199	150,199	—
(3) 未収入金	1,826	1,826	—
(4) 未収収益	3,458	3,458	—
(5) 未収消費税等	131,104	131,104	—
(6) 未収還付法人税等	178,384	178,384	—
(7) 営業貸付金	3,005,000	3,002,418	△2,581
(8) 投資有価証券 其他有価証券	136,907	136,907	—
(9) 長期未収入金 貸倒引当金 (*1)	86,059 △86,059		
	—	—	—
(10) 破産更生債権等 貸倒引当金 (*1)	171,730 △171,730		
	—	—	—
資産計	3,965,905	3,963,323	△2,581
(1) 短期借入金	1,750,000	1,750,000	
(2) 未払金	26,826	26,826	
(3) 未払法人税等	95,094	95,094	
(4) 長期借入金 (*2)	15,265,533	15,282,648	17,115
負債計	17,137,454	17,154,569	17,115
デリバティブ取引	—	—	—

(※1) 長期未収入金及び破産・更生債権は、これに個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 信託預金、(3) 未収入金、(4) 未収収益、(5) 未収消費税等、
(6) 未収還付法人税等
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (7) 営業貸付金
元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。
なお、1年以内に期日が到来する貸付金につきましては、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。
- (8) 投資有価証券
これらの時価については、取引所の価格及び当該評価日の為替レートによっております。
- (9) 長期未収入金
回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (10) 破産更生債権等
回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

- (1) 短期借入金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 長期借入金
長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。
なお、1年以内に完済予定の長期借入金につきましては、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりであり、金融商品の時価情報には含めておりません。

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
その他有価証券 非上場株式（※1）	340
差入保証金（※2）	24,266
匿名組合預り金（※1）	282,559
長期預り保証金（※3）	812,042
信託預り保証金（※3）	106,592

(※1) 非上場株式及び匿名組合預り金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

- (*2) 差入保証金については、主に本社事務所に係る保証金であり、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしていません。
- (*3) 長期預り保証金及び信託預り保証金については、契約期間満了時に協議の上、双方が合意に至った場合には再契約ができ、賃貸先の営業継続を前提としているので、賃貸期間を合理的に見積もることが出来ないことから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしていません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
現金及び預金	359,024	—	—	—	—	—
信託預金	150,199	—	—	—	—	—
未収入金	1,826	—	—	—	—	—
未収収益	3,458	—	—	—	—	—
未収消費税等	131,104	—	—	—	—	—
未収還付法人税等	178,384	—	—	—	—	—
営業貸付金	1,735,000	—	1,000,000	270,000	—	—
合計	2,558,997	—	1,000,000	270,000	—	—

長期未収入金86,059千円及び破産更生債権等171,730千円は、予定額が見込めないため記載していません。

4. 長期借入金の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	912,621	1,000,789	1,593,375	744,264	749,693	10,264,789
合計	912,621	1,000,789	1,593,375	744,264	749,693	10,264,789

5. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社および一部の連結子会社では、新潟県十日町市、神奈川県川崎市、東京都目黒区、高知県高知市、青森県弘前市及び青森市、富山県富山市、島根県松江市、兵庫県神戸市、三重県津市、岩手県盛岡市、山口県山口市他、石川県金沢市、岡山県岡山市、北海道登別市、大阪府堺市及び千葉県松戸市において賃貸用の物件を有しております。

2020年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は564,895千円（不動産賃貸事業のセグメント利益から内部取引を消去し、営業外収益の受取賃貸料及び営業外費用の賃貸不動産経費を加減算して算出しております。）であります。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額（千円）			当連結会計年度末の時価 (千円)
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
16,623,742	5,630,467	22,254,209	21,763,017

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度増減額の主な増加は、山口県、岡山県岡山市、北海道登別市及び砂川市、大阪府堺市及び千葉県松戸市の賃貸用不動産取得5,944,773千円によるものであります。
3. 当連結会計年度末の主な減少額は、減価償却費184,783千円及び北海道砂川市の不動産売却129,522千円によるものであります。
4. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価書」等に基づいております。

6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 106円46銭
- (2) 1株当たり当期純利益金額 6円61銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	997,043	流 動 負 債	12,645
現金及び預金	15,451	未 払 金	7,457
前 払 費 用	3,830	未 払 法 人 税 等	1,850
短 期 貸 付 金	800,000	預 り 金	2,759
未 収 入 金	1,826	前 受 収 益	577
未収還付法人税等	175,935	固 定 負 債	263
固 定 資 産	7,329,813	長 期 未 払 金	263
有 形 固 定 資 産	83,541	負 債 合 計	12,909
建 物	37,035	純 資 産 の 部	
器 具 備 品	2,565	株 主 資 本	8,297,659
土 地	43,941	資 本 金	4,361,261
無 形 固 定 資 産	8,731	資 本 剰 余 金	3,480,169
ソ フ ト ウ ェ ア	8,731	資 本 準 備 金	3,480,169
投 資 そ の 他 の 資 産	7,237,540	利 益 剰 余 金	655,232
投 資 有 価 証 券	136,907	そ の 他 利 益 剰 余 金	655,232
関 係 会 社 株 式	1,074,318	繰 越 利 益 剰 余 金	655,232
長 期 貸 付 金	5,985,000	自 己 株 式	△199,004
差 入 保 証 金	22,940	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△69,254
長 期 前 払 費 用	568	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△69,254
そ の 他	17,805	新 株 予 約 権	92,537
繰 延 資 産	6,994	純 資 産 合 計	8,320,942
株 式 交 付 費	6,994	負 債 純 資 産 合 計	8,333,851
資 産 合 計	8,333,851		

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	103,200
売上総利益	103,200
販売費及び一般管理費	242,328
営業損失(△)	△139,128
営業外収益	
受取利息	66,659
受取配当金	865,443
受取賃貸料	6,416
その他	135
営業外費用	
支払利息	1,479
賃貸不動産経費	9,390
為替差損	119
株式交付費償却	3,996
その他	4,631
経常利益	779,908
税引前当期純利益	779,908
法人税、住民税及び事業税	1,210
当期純利益	778,698

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
2019年4月1日 残高	4,274,877	3,393,785	△123,465	△123,465	△50	7,545,146
事業年度中の変動額						
新株の発行	86,384	86,384				172,768
当期純利益			778,698	778,698		778,698
自己株式の取得					△198,954	△198,954
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	86,384	86,384	778,698	778,698	△198,954	752,512
2020年3月31日 残高	4,361,261	3,480,169	655,232	655,232	△199,004	8,297,659

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計		
2019年4月1日 残高	△16,673	△16,673	94,269	7,622,742
事業年度中の変動額				
新株の発行				172,768
当期純利益				778,698
自己株式の取得				△198,954
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△52,580	△52,580	△1,731	△54,312
事業年度中の変動額合計	△52,580	△52,580	△1,731	698,200
2020年3月31日 残高	△69,254	△69,254	92,537	8,320,942

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

・子会社株式及び関連会社株式

総平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び建物附属設備 5～15年

器具及び備品 3～8年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

3年間で定額法により償却しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等は、投資その他の資産の「長期前払費用」に計上し、法人税法の規定により5年間で均等償却しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

75,584千円

(2) 保証債務

下記の会社の借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

株式会社ジャルコ

15,310,443千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

①短期金銭債権

800,000千円

②長期金銭債権

5,985,000千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

①売上高

103,200千円

②営業取引以外の取引高（収入分）

916,657千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	0千株	944千株	一千株	944千株

(注)2019年8月9日の取締役会決議による自己株式の取得 944千株

単元未満株式の買取りによる増加 0千株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社株式評価損	159,193千円
資産除去債務	625千円
その他	285千円
繰越欠損金	130,237千円
その他有価証券評価差額金	21,205千円
繰延税金資産小計	311,547千円
評価性引当額	△311,547千円
繰延税金資産合計	一千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種 類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取 引 の 内 容	取 引 金 額	科 目	期 末 残 高
子会社	株式会社ジャルコ	(所有) 直接100%	資金の貸付 経営指導 役員の兼任	経営指導料 (注1)	102,000	—	—
				資金の貸付 (注2)	1,060,000	短期貸付金	800,000
				資金の回収 (注2)	320,000		
				資金の貸付 (注2)	950,000	長期貸付金	5,985,000
				資金の回収 (注2)	920,000		
				受取利息 (注2)	66,657	—	—
				受取配当金 (注3)	850,000	—	—
				借入に伴う 債務保証	15,310,443	—	—
子会社	株式会社ジャルコ アミューズメント サービス	(所有) 直接100%	経営指導 役員の兼任	経営指導料 (注1)	1,200	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 経営指導料につきましては、期首において前期の各社の業務量等を勘案して決定しております。

(注2) 資金の貸付及び貸付に伴う受取利息は、市場金利及びリスク等を勘案して、協議の上決定しております。

(注3) 株式会社ジャルコにおける2019年5月24日開催の定時株主総会決議に基づく剰余金の配当となります。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 96円7銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 9円10銭 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月28日

JALCOホールディングス株式会社
取締役会 御中

みかさ監査法人
東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 伊 藤 修 平^①
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 安 田 幸 一^①
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、JALCOホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JALCOホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月28日

JALCOホールディングス株式会社
取締役会 御中

みかさ監査法人
東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 伊 藤 修 平^①
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 安 田 幸 一^①
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、JALCOホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人みかさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人みかさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月29日

JALCOホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 鈴木 英 一 ⑩

社外監査役 露 木 琢 磨 ⑩

社外監査役 天 野 修 ⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款の一部変更の件

1. 変更の理由

当社株式の流動性の向上及び将来の機動的な資金調達を可能とするために、現行の定款第6条について、発行可能株式総数を192,000,000株から346,392,072株に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第6条（発行可能株式総数） 当 会 社 の 発 行 可 能 株 式 総 数 は <u>192,000,000株</u> とする。	第6条（発行可能株式総数） 当 会 社 の 発 行 可 能 株 式 総 数 は <u>346,392,072株</u> とする。

第2号議案 取締役3名選任の件

取締役3名全員が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、下表のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	タナベ ジュンイチ 田辺 順一 (1965年11月11日生)	1990年4月 野村證券株式会社 入社 2002年4月 同社企業金融二部 課長 2004年8月 アイ・キャピタル証券株式会社 入社 2006年8月 MTラボ株式会社 入社 2008年2月 カタリスト株式会社設立 代表取締役 (現任) 2009年6月 株式会社ジャルコ 取締役 2011年2月 株式会社ジャルコ 代表取締役社長 (現任) 2011年10月 当社 代表取締役社長 (現任) 2011年11月 株式会社ジャルコアミューズメントサ ービス 代表取締役社長 (現任) 2014年7月 イオナアセット株式会社 代表取締役 (現任)	5,863,566株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
2	ヤマギシ カズヒト 山岸 和仁 (1971年6月29日生)	1997年9月 公認会計士・税理士相田・高橋事務所 (現 千代田税理士法人) 入所 2000年4月 税理士登録 山岸和仁税理士事務所開設 山岸和仁税理士事務所 代表 (現任) 2012年6月 当社 補欠監査役 2012年9月 当社 監査役 2012年9月 株式会社ジャルコ 監査役 2013年6月 株式会社ジャルコアミューズメントサ ービス 監査役 2018年6月 当社 取締役 (現任) 2018年6月 株式会社ジャルコ 取締役 (現任) 2018年6月 株式会社ジャルコアミューズメントサ ービス 取締役 (現任)	100株
3	ヨシオカ ツトム 吉岡 勉 (1965年2月19日生)	1989年8月 タツミ紙工株式会社 入社 1995年7月 東北タツミ株式会社 入社 2000年1月 同社常務取締役 2003年11月 同社代表取締役 2010年5月 同社取締役 2010年6月 株式会社ジャルコ 代表取締役社長 2011年10月 当社 取締役 2012年2月 東北タツミ株式会社 代表取締役 (現 任) 2012年9月 JALCO ELECTRONICS HONG KONG LTD. President Director (現任) 2012年9月 HANGZHOU JALCO ELECTRONICS CO., LTD. President Director (現任) 2017年6月 当社 取締役 (現任) 2017年6月 株式会社ジャルコ 取締役 (現任) 2017年6月 株式会社ジャルコアミューズメントサ ービス 取締役 (現任) 2018年8月 株式会社スプラウト 代表取締役 (現 任)	900,000株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 山岸和仁氏は、社外取締役候補者であります。
3. 山岸和仁氏は、本定時株主総会終結の時をもって当社社外取締役としての在任期間が2年となります。
4. 山岸和仁氏は、税理士として高い専門性を持つ他、財務及び会計に関する専門的知識と幅広い経験を当社経営に活かしていただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
5. 当社は、山岸和仁氏及び吉岡勉氏が再任された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役鈴木英一氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、下表のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
スズキ エイチ 鈴木 英一 (1954年3月30日生)	1978年4月 株式会社CSK（現 SCSK株式会社）入社 1997年2月 株式会社サービスウェア・コーポレーション （現 株式会社SCSKサービスウェア）取締役 2002年12月 ボーステック株式会社（現 株式会社ビーグリー）監査役 2004年11月 アルゼ株式会社（現 株式会社ユニバーサルエンターテインメント）総合企画室顧問 2004年12月 アドアーズ株式会社 代表取締役社長 2012年5月 当社 顧問 2012年6月 当社 常勤監査役（現任） 株式会社ジャルコ 常勤監査役（現任） 株式会社ジャルコアミューズメントサービス 常勤監査役（現任）	18,692株

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 鈴木英一氏は、社外監査役候補者であります。
3. 鈴木英一氏は、大手システム関連企業、遊技場運営企業で要職を務められるなど、会社経営を監査するのに十分な見識を有していることから、社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 鈴木英一氏は、本議案が原案どおり承認可決された場合には、引き続き常勤監査役に就任する予定であります。
5. 鈴木英一氏は、本定時株主総会終結の時をもって当社社外監査役としての在任期間が8年となります。
6. 当社は、鈴木英一氏が再任された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区日本橋二丁目7番1号
東京日本橋タワー4階 ベルサール東京日本橋Room G



交通 「日本橋駅」(銀座線・東西線・浅草線) B6出口直結
「東京駅」(JR線・丸ノ内線) 八重洲北口徒歩6分
「三越前駅」(銀座線・半蔵門線) B6出口徒歩3分